

共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合（以下「当健保組合」という）では、健康診査事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任部署名及びSMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合の管理責任者名について、次のように公表いたします。

1. 健康診査事業の共同実施について

当健保組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、各事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- ・法定健診（定期健康診断）並びに健康保険組合の実施する特定健康診査並びに生活習慣病健診及びその他各検診全データ項目。
- ・上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定、指示事項 など。

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・当健保組合、当健保組合加入の全ての事業主、産業医及び委託先事業者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

各事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当健保組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、各事業主において管理し、産業医の判定と指示にしたがって、保健師による健康相談、保健指導を実施します。

当健保組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、当健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、保健指導を実施します。

また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に階層化し、特定保健指導を行います。

5. 健診データの管理責任部署名及び当健保組合の管理責任者について

- ・各事業主の健康管理担当部門の長
- ・当健保組合 常務理事